

プロスポーツ選手と集団的労働法

——とくに団体交渉の可能性に着目して——

中 内 哲

(熊本大学)

I はじめに

本稿は、「野球界およびサッカー界のプロ選手が、集団的労働法に基づく保護を享受できるか」との観点から検討を進めるが、その前提として、当該プロ選手の法的地位や権利義務関係を決定づける「選手契約」をめぐる法律関係等をまず確認する。

1 選手契約の構造

(1) 野 球

プロ野球選手と各球団との契約内容は、①日本プロフェッショナル野球協約2006(全23章208条。以下、協約¹⁾)と②統一契約書様式(全35条。以下、統一契約書²⁾)によって規律されている。

①について確認すべきは、ア)セパ12球団と両リーグ連盟、合計14団体が当事者となって締結される約束である(1条)、イ)当該協約に基づき、プロ野球界を統轄する任意団体として、コミッショナーを代表とする「日本プロフェッショナル野球組織」(以下、NPB)が設置される(1条、8条1号)、ウ)当該協約には、そもそもその当事者ではない選手の権利義務等に関する条文も多数含ま

1) 本稿の紙幅では掲載できないため、<http://jpbpa.net/convention/13.pdf>でその内容を確認されたい。

2) 前掲註1)と同様、具体的内容は、<http://jpbpa.net/convention/06.pdf>を参照されたい。

れている（第8章「選手契約」以下参照）、以上3点である。

選手と各球団とが取り交わす書面である②では、エ）上記①（その付属諸規程を含む）の遵守義務が定められており（29条）、オ）作成主体が、契約当事者である各球団ではなく、NPBである（協約45条・46条）、カ）その内容は、NPBの内部機関である「実行委員会」と「オーナー会議」が決定し（協約17条1項5号・同21条1項）、協約・統一契約書以外の特約が原則無効とされる（協約47条・48条）、キ）様式は極めて定型的であって、空欄（当事者が合意の上で書き込む欄）は「参稼報酬額」のみである（3条）、以上4点に留意すべきであろう。

（2）サッカー

サッカー界におけるプロ選手契約の構造は、野球界のそれと比較すると、より重層的である。すなわち、①（財）日本サッカー協会（以下、JFA）寄附行為（全11章40条。第40条が細則への委任条項）、② JFA 基本規程（全14章230条³⁾）、③ JFA 関連規程(4)「プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について」（全8章⁴⁾）、④（社）日本プロサッカーリーグ（以下、Jリーグ）定款（全10章52条。第52条が細則への委任条項）、⑤ Jリーグ規約（全14章167条⁵⁾）、⑥日本サッカー協会選手契約書（全16条。以下、選手契約書）、以上6つの諸規程・書面が当該選手契約の内容形成に関係している。

上記①～⑤は、JFA または Jリーグの内部規範であって、基本的には、その所属団体・加盟会員を規律するものであるが、とくに②③⑤の中に、JFA の所属団体でも Jリーグ会員でもない選手の権利義務等を定めた条文が多数存在していることに注意を要する。

選手と各クラブとが取り交わす書面である上記⑥では、ア）作成主体が、その表題から察しうるように、各クラブではなく JFA であり、イ）野球界と同様

- 3) ①第40条に基づく規程であり（1条）、登録選手等に対する本規程（その付属諸規程を含む）の遵守義務条項（2条）や Jリーグ設置の根拠条項（66・67条）等を置く。
- 4) ②第67条に基づく規程と考えられ、3段階の契約類型やその適用基準、報酬や移籍に関する条件等、選手と各クラブとの基本的権利義務関係を規律する内容を有する。
- 5) ④第52条に基づく規程であり（2条）、Jリーグ所属選手に対する本規約および①（その付属諸規程を含む）の遵守義務等を定める（3条1項・87条1項）。
- 6) 前掲註1）と同様、①②は <http://www.jfa.or.jp/jfa/code/>、③～⑥は <http://www.j-league.or.jp/document/jkiyaku/> からダウンロードできるので参照されたい。

に定型的な様式で、空欄は「報酬額」（4条1号）と「契約期間」（12条）の2箇所に限られ、⁷⁾ウ)上記①～⑤（その付属諸規程を含む）の遵守義務が規定されている（1条1項）、以上3点に注目したい。

(3) 小括——プロ選手契約の構造上の特徴

こうして見てくると、当該契約当事者間で交渉が予定・期待されている事項は、ほぼ「報酬額」に尽きるといってよい。つまり、選手契約は選手と各球団・クラブとの間で締結されるものの、「報酬額」以外の諸条件（両者間の権利義務関係）の詳細については、当該契約の当事者でない団体（野球：NPB、サッカー：JFAとJリーグ）がおよそ全面的・一方的に設定し、選手は、その遵守義務を定めた契約書（野球：統一契約書、サッカー：選手契約書）への署名を通じて、設定された契約条件に異議を留めず承諾しているのである。

なお、以下では、NPBやJFA・Jリーグが選手契約に果たすかかる役割に鑑みて、これら3団体を「選手契約の条件設定組織」と呼ぶことがある。

2 選手の結集状況等

上記1により、個々のプロ選手は、選手契約に基づき、他方当事者である各球団・クラブや当該契約の条件設定組織に対して、事実上かなり従属的な立場に置かれると把握できた。次に、選手は集団としてこれにいかに対応しているか、具体的には、選手の結集状況如何やその活動内容の概要について指摘する。⁸⁾

(1) 野 球

周知の通り、選手らは「労働組合・日本プロ野球選手会」（以下、選手会）を組織している（2006年5月8日現在、全806選手中743名加入）。選手会は、東京都地方労働委員会（当時）における資格認定を経て（1985年11月5日）、労組法上の法人格を取得し、これまでNPBとの間で契約条件等に関する交渉を経験し

7) もっとも、野球界とは異なり、特約の締結は許容されているようである（4条2号）。

8) 2006年4月17日（月）、川井圭司会員（同志社大学）・根本到会員（神戸大学）・筆者の3名は、「労働組合・日本プロ野球選手会」顧問弁護士である石渡進介氏・山崎卓也氏（東京都港区Field-R法律事務所所属）、および、「Jリーグ選手協会」事務局長・加藤富雄氏とのインタビューを行った。以下での記述は、このインタビューで得た情報も活用していることを、ここに予めお断りしておく。

9) できた。なお、球団毎に「球団選手会」も組織され、選手会だけでなく同組織も、選手の待遇改善等につき、各球団との間で交渉を行っているという。

(2) サッカー

1996年4月1日に設立され、本年（2006年）2月21日、中間法人法に基づく法人格（有限責任中間法人）を取得した「Jリーグ選手協会」（以下、選手協会）は、同年5月8日現在、879名が加入している（全選手は1000名弱）。

同協会は、選手の肖像権や当該契約の内容等につき、Jリーグとの間で継続的に交渉する一方、JFAや各クラブとも、選手の処遇等について交渉をもった経験を有する。さらに、年に1～2度は、選手協会会長とJリーグ・チェアマン（理事長）とのトップ会談が実施されるという。また、クラブ毎に選手協会の「支部」が置かれ、これも、各クラブとの間で、選手の待遇改善等に関する交渉の実績を持つとされる。

(3) 小 括

このように、野球界・サッカー界における大多数の選手が結集体を構成し、同組織は、契約内容や待遇等に関して選手の意見を反映すべく、選手契約の相手方（各球団・クラブ）だけでなく、当該契約の条件設定組織とも交渉を行っている。他方、球団・クラブ毎にも選手の結集体が存在し、それと契約相手方との間でも（一定の）交渉が成立している模様である。

3 本稿における具体的な検討対象

以上で明らかになった選手契約をめぐる法律関係の現状を踏まえて、野球界・サッカー界のプロ選手に対する集団的労働法上の保護如何との観点から第一に検討されるべき課題は、「それまで積み上げてきた交渉を、当該契約の相手方（各球団・クラブ）やその条件設定組織（野球：NPB、サッカー：JFA・Jリーグ）から拒絶された場合、選手の結集体（選手会・選手協会）は、これに対抗する法的手段を有するか」にあると考える。

9) 交渉の実態については、例えば、日本プロ野球選手会「プロ野球の明日のために」（平凡社、2001年）78頁以下参照。また、プロ野球史上初のストライキ（2004年9月18・19日）突入前の交渉経緯は、同「勝者も敗者もなく」（ぴあ、2005年）に詳しい。

そこで、本稿は、想定される手段のうち、とくに「選手の結集体が、労組法7条2号違反（正当事由のない団交拒否）を理由として、不当労働行為の救済申立をなしうるか」に焦点を当てる。

II プロ選手の「労働者」性

選手の結集体が、不当労働行為救済制度を利用するためには、いうまでもなく、労組法2条本文および5条2項に規定された6要件を満たさなければならないが、それらの中で最も議論になる点は、選手の「労働者」性（同法3条）であろう。なぜなら、選手契約の法的性格を労働契約ではないと解する立場（請負契約説）が有力に主張されているからである。¹⁰⁾

したがって、本章では、プロ選手は労組法3条にいう「労働者」に該当するかを検討する。

1 「労働者」性に関する従来の議論状況

労組法上の「労働者」は、これまでほぼ一致して、労務提供者と労務受領者との間の契約形式（当事者意思）には依拠せず、就労の実態に照らし客観的に判定されるべきと捉えられてきた。¹¹⁾

しかしながら、その判定のあり方については、学説上、大きく2つに立場が分かれる。一方は、両当事者間における「使用従属関係」の有無によって判定する見解であり、従来の多数説と目される。¹²⁾これに、同法3条の文言に即して個別的に判定すべきとの見解が対峙している。¹³⁾

近時の労働委員会決定・裁判例の状況も、学説のそれと相似する。一般論は展開されなかったものの、当該「労働者」性について最高裁が初めて判断した

10) プロ野球選手契約の法的性格に関する議論については、川井圭司『プロスポーツ選手の法的地位』（成文堂、2003年）423頁以下等参照。

11) 盛誠吾『労働法総論・労使関係法』（新世社、2000年）139頁等参照。

12) 行政解釈（昭23・6・5労発第262号）のほか、近時の見解として、萬井隆令＝西谷敏編『労働法1【第3版】』（法律文化社、2006年）47頁〔藤内和公〕等参照。

13) 菅野和夫『労働法【第7版補正版】』（弘文堂、2006年）450頁等参照。

CBC 管弦楽団労組事件（最一小判昭51・5・6民集30卷4号437頁）以降の事案では、「使用従属関係」の有無によって結論づけたものと、その有無には触れず¹⁴⁾ 諸事情を総合的に勘案して判断したものが¹⁵⁾ある。

2 私 見

上述のように、労組法上の「労働者」性は、客観的に判定されるから、かりに選手契約の法的性格が労働契約でないとの見解を採っても、プロ選手の「労働者」性が肯定される可能性は、もちろん存在する¹⁶⁾。とはいえ、「労働者」性の認否を決する具体的な要素については、「使用従属関係」の有無で決する立場であれ、そうでない立場であれ、労基法上の「労働者」性に関する判断枠組¹⁷⁾みほどには明確化・精緻化できていないと思われる。

そこで、前掲 CBC 管弦楽団労組事件最高裁判決以降の労働委員会決定・裁判例¹⁸⁾における「労働者」性の判断要素に着目すると、「使用従属関係」への言及の有無にかかわらず、少なくとも、ア)担当業務の位置づけ（核心か付随的か）、イ)当該業務・契約の継続性、ウ)業務に対する指示（抽象的か具体的か）、

14) 横浜中央簡易保険払込団体連合会事件・神奈川県労委決定昭53・7・28命令集64集156頁（保険料集金人・積極）、東京都事件・都労委決定平15・11・4別冊中時1304号17頁（外国人英語等教育指導員・積極）等のほか、堺市・堺市教委事件・大阪地判昭62・12・3労判508号7頁（いわゆる学童保育指導員・積極）参照。

15) 千原生コンクリート事件・京都地労委決定昭53・3・23命令集63集248頁（備車運転手・積極）等のほか、日本放送協会事件・中労委決定平8・5・22命令集105集602頁（委託集金人・積極）、加部建材・三井道路事件・東京地判平15・6・9労判859号32頁（備車運転手・消極）参照。

16) プロ野球選手については、資格認定した都労委はもとより（都労委編『東京都地方労働委員会40年史』（同委員会、1987年）365～6頁参照）、裁判例・学説も「労働者」性を肯定する。日本プロフェッショナル野球組織事件（抗告審）・東京高決平16・9・8労旬1612号22頁および同事件（原審）東京地決平16・9・3労旬1612号24頁のほか、例えば、菅野・前掲13)書449頁参照。

しかしながら、都労委・東京高地裁が「労働者」性を認めた実質的な理由は詳細に述べられていない。中内哲「プロ野球界の団交当事者」ジュリ平成16年度重判解（2005年）233頁も参照されたい。

17) 1985年労基研報告（労働省労働基準局編『労働基準法の問題点と対策の方向性』（日本労働協会、1986年）とくに54頁以下参照）のほか、新宿労基署長（映画撮影技師）事件・東京高判平14・7・11労判832号13頁等参照。

18) 前掲註14)15)に挙げた事案を指す。

エ)出退勤に関する指示の有無、オ)報酬算定方法／報酬の種類・性格、カ)報酬が生計に占める割合、キ)経費圧縮の可否、ク)他者との取引・兼業の有無、ケ)労務提供の代替性の有無、コ)契約内容・条件に対する従属性、サ)「従業員」身分を有する者との異同（業務従事のあり方、賃金（報酬））、以上のべ11個が浮かび上がってくる。

これらを大きく分類すれば、ア)イ)は事業組織や担当業務への組み入れの有無・程度、ウ)エ)は指揮命令関係の存否・程度、オ)カ)は報酬の賃金性、キ)ク)ケ)は事業者性や専属性を測る指標として用いられたと把握されよう。そうすると、上記諸要素は、労基法上の「労働者」性の判定に用いられるそれと重複・類似するように見えるが、だからといって、その運用は、労基法上の「労働者」性の判定に際してなされるほどに厳格に行う必要はない。なぜなら、労組法上の「労働者」概念は、規制目的や条文文言の差異により、労基法上の「労働者」概念に比べ広く解されてきたからである。¹⁹⁾

また、労組法3条の文言や前掲 CBC 管弦楽団労組事件最高裁判決に則すれば、上記ア)～サ)の中でも、一定の指揮命令関係の有無に関わるウ)エ)、支払われる報酬の賃金性に関わるオ)は、労組法上の「労働者」性の判定の際に他のそれよりも重視される要素として位置づけられる。加えて、事業組織・担当業務への組み入れに関するア)イ)、報酬の賃金性を高めるカ)、団交を行う有用性に関するコ)が、上記ウ)エ)オ)を補完する要素となるべきであろう。²⁰⁾

他方、キ)ク)ケ)は、当該「労働者」性を否定する要素といえる。もともと、先に触れたように、労組法上の「労働者」概念は労基法上のそれよりも緩やかに捉えてよいから、消極的要素である上記キ)ク)ケ)は、一見明白に「自己の危険と計算の下に業務に従事する者」（横浜南労基署長（旭紙業）事件・最一小判平8・11・28判別714号14頁等参照）と判定できる事実が認められる時に限って考慮すれば足りると解する。

19) 例えば、山口浩一郎『労働組合法【第2版】』（有斐閣、1996年）16頁参照。

20) なお、ア)～カ)やコ)とは異なるが、労務受領者が従業員に関する様々な負担を免れるために、あえて労務提供者と労働契約を締結しなかった可能性を浮き彫りにできるという意味で、サ)も重要な要素といえる。

以上を踏まえて、プロ選手の「労働者」性を判断すれば、ア)イ)は積極的に肯定でき、ウ)エ)に関しては、選手が監督やコーチ等から日常的・具体的に指示を受けていると容易に想像される。また、オ)については、原則として報酬の減額は認められておらず（野球：協約88条以下等、サッカー：選手契約書7条2項等参照）、それゆえ報酬は請負代金ではなく、労務提供に対する定額制賃金といえる。翻って、キ)ク)ケ)は、一見明白に「自己の危険と計算の下に業務に従事する者」といえるほどには認められない（野球：協約63条・統一契約書19条（兼職禁止に関する条項）等、サッカー：Jリーグ規約88条11号（兼職制限に関する条項）等参照）。

したがって、たとえ選手契約の法的性格が労働契約でないとしても、プロ選手に関する労組法上の「労働者」性は肯定されるべきである。

Ⅲ 「選手の結集体」の団交相手方と義務的団交事項

プロ選手の「労働者」性が肯定される結果、日本プロ野球選手会と同様（I-2(1)）、Jリーグ選手協会も、将来的には、労働組合法上の「労働組合」として認められることになろう。²¹⁾すなわち、選手の結集体は、労組法上の「使用者」（7条）に対して団交を申し入れることができ、それが拒否されたときは、労働委員会に対して不当労働行為の救済申立をなす資格を有することになる。

選手が「労働者」である以上、契約の他方当事者である各球団・クラブが、労組法上の「使用者」として団交の相手方に該当することはいうまでもない。問題は、当該当事者ではないが、従来その内容をほぼ全面的・一方的に設定してきた選手契約の条件設定組織が「使用者」にあたるかである。

1 「使用者」概念の拡大に関する議論の現状

労働契約当事者ではない者に労組法上の「使用者」性を認めうるか（「使用

21) 選手会がまず公益法人としての法人格を（1980年8月15日設立認可）、その後、労組法上のそれ取得した経緯に徴すれば、中間法人である選手協会が、将来、労組法に基づく資格認定を受ける可能性は十分に考えられる。

者」概念の拡大)が正面から問われた朝日放送事件において、最高裁は、同法7条にいう使用者につき、「雇用主以外の事業主であっても、雇用主から労働者の派遣を受けて自己の業務に従事させ、その労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定」しうる者との一般論を初めて判示した（最三小判平7・2・28民集49巻2号559頁）。

同判決以降、労組法上の「使用者」性が争点となった団交拒否事案では、学説で有力に主張されてきたいわゆる「支配力」説²²⁾に依拠した判断²³⁾と並んで、上記判示の影響を受けた労働委員会決定・裁判例²⁴⁾が認められる。

2 私 見

(1) 選手契約の条件設定組織は、労組法上の「使用者」か？

選手契約の条件設定組織（NPB/JFA・Jリーグ）と、当該契約の相手方（各球団・クラブ）との間には、いわゆる親子会社に見られるような資本・人的関係は存在しない。また、選手に対する日常的具体的な労務の提供（練習・試合等）・不提供（休憩・休日・休暇等）の指示、シーズンを通じた選手の活動に対する評価（査定）やそれに基づく報酬額の提示についても、上記組織は全く関与することなく、各球団・クラブが選手契約に基づき行っている。

しかしながら、選手契約の条件設定組織は、すでに説明したように（I-1）、各球団・クラブが行う上述の（不）指示等の根拠となる当該契約の内容をほぼ全面的・一方的に決定している。いいかえれば、各球団・クラブは、選手契約当事者であるにもかかわらず、その内容に手を触れられず、上記組織が設けた制度や条件を利用・運用するのみの存在といっても過言ではない。

選手契約の条件設定組織が占めるこうした地位は、有力学説である支配力説

22) 不当労働行為法上の使用者を、労働者の「労働関係上の諸利益に何らかの影響力を及ぼし得る地位にある」者と捉える見解である。岸井貞男『不当労働行為の法理論』（総合労働研究所、1978年）148頁参照。

23) 駁々堂（解雇・団交）事件・大阪地労委決定平15・6・30別冊中時1301号90頁等参照。

24) ブライト証券事件・都労委決定平16・7・6別冊中時1319号168頁、国（中労委【シマダヤ】）事件・東京地判平18・3・27労判917号67頁等参照。

ではもちろん、当初の「労働者の派遣を受けて自己の業務に従事させ」という射程を超えて近時適用されつつある前掲朝日放送事件最高裁判決が示した「雇用主以外の事業主であっても、……その労働者の基本的労働条件について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定」しうる者という「使用者」²⁵⁾の要件にも合致すると解される。

したがって、選手契約の相手方だけでなく、当該契約の条件設定組織も、労組法上の「使用者」として、選手の結集体からの団交申し入れに応じるべきである。²⁶⁾

(2) 義務的団交事項

このように、選手契約の相手方（各球団・クラブ）と当該契約の条件設定組織（NPB/JFA・Jリーグ）に「使用者」性が確認される以上、選手の結集体（選手会・選手協会）からの団交申し入れに応じるべき両者の義務的団交事項についても検討しておかねばならない。

義務的団交事項の法的意義は、一般に、「構成員たる労働者の労働条件その他の待遇や当該団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なもの」²⁷⁾とされる。

これと選手契約に対して各々が果たす役割（Ⅲ-2(1)）に徴すると、各球団・クラブにとっての義務的団交事項は、選手契約に基づく行為・措置（選手に対する労務（不）提供の指示、査定項目・報酬算定方法）や、選手に提供している施設の運用等を指し、他方、選手契約の条件設定組織のそれは、各球団・クラブが処分しうる事項を除き、「選手契約の内容を構成し、あるいは、構成しうる

25) 本年（2006年）5月26日に発表された「投資ファンド等により買収された企業の労使関係に関する研究会報告書」中労時1061号（2006年）2頁以下にも見られるように、労組法上の「使用者」をこのように捉える傾向は、今後さらに強まると推測される。

26) なお、当該組織は、労組法6条・14条にいう「使用者団体」に該当し、その意味でも団交に応じる法的地位にあると解される余地がある。土佐清水臨節水産加工業協同組合事件・最三小判昭48・10・30労委裁判例集13集120頁、大阪地区生コンクリート協同組合事件・大阪地判平元・10・30労民集40巻4＝5号585頁等参照。但し、「使用者団体」は、不当労働行為救済手続における被申立人になれないとの指摘がある。菅野・前掲註13) 書497頁参照。

27) 前掲日本プロフェッショナル野球組織事件東京高地決のほか、菅野・前掲註13) 書500頁等参照。

事項」全般に広く及ぶと解すべきである。

IV おわりに

以上、本稿は、野球界・サッカー界の選手契約をめぐる法律関係等に鑑みて、取り上げるべき集团的労働法上の課題を「団体交渉」段階に絞り、その成立可能性をとくに不当労働行為救済制度における「労働者」性・「使用者」性の観点から検討してきた。最後に、以下の2点を指摘しておきたい。

1 不当労働行為救済制度を梃子とした団体交渉の活性化を！

Jリーグ選手協会については、今後の活動次第ともいえるが、日本プロ野球選手会は、労組法に基づく法人格取得から約20年、ほとんど労働委員会を利用した経験がないという。

真に、選手契約の相手方や当該契約の条件設定組織と対等の立場で、選手契約の内容改善等に取り組むのであれば、両団体は、今後、不当労働行為救済制度を梃子に、労働組合として機会ある毎に団交を求め、それが十分に機能しない局面では、実際に労働委員会を（ひいては司法制度をも）積極的に活用していく、より強い姿勢と行動が求められよう。

そうした蓄積が、選手契約に選手の意思と利益を反映させ、当該契約を法に則った適正なものへと進化させる成果をもたらすに違いない。

確かに、選手契約当事者である各球団・クラブと並んで、当該契約の条件設定組織（NPB/JFA・Jリーグ）が使用者として登場する（＝部分的「使用者」性を認める）結果、団交妥結によって締結される（はずの）労働協約に関する理論上の難問が生じうる²⁸⁾。しかし、これを克服する手段もまた団交しかない²⁹⁾と筆者は見ている。

2 他のプロスポーツ界への示唆

近時、プロと呼ばれる選手は、ますます様々な種目で誕生し、活躍しているようである。

もちろん種目毎に、選手契約のあり方は多様と思われるが、本稿が取り上げた野球界・サッカー界と同様の構造や実態を有する契約を締結している選手であれば、種目にかかわらず、少なくとも労組法上の「労働者」に該当する可能性がある。

こうした選手が、従来何ら対抗できないまま、契約相手方から示された自らの地位・処遇や契約条件の変更を受け入れるのみだったとすれば、今後は、かかる「泣き寝入り」してきた事項につき、団体交渉を通じて解決できる道が開かれていることを、ここに強く訴えたい。

〔付記〕 この場を借りて、ご多忙の中インタビューに快く応じて頂き、貴重な資料も提供して下さいました石渡進介弁護士・山崎卓也弁護士・加藤富雄氏にあらためて厚く御礼申し上げます。

（なかうち さとし）

-
- 28) ①選手契約の法的性格が労働契約でないと判断される場合、選手の結集体と各球団・クラブとの労働協約は、規範的効力（労組法16条）で選手契約を規律できるか、②選手の結集体と当該契約の条件設定組織との労働協約は、選手と当該組織との間に直接の契約関係がないだけに、そもそもいかなる法的効力を有するか、以上2点である。②は、香川孝三「団交の当事者と使用者概念の拡大」季労134号（1985年）17頁（とくに22頁以下）等すでに指摘されている。
- 29) 筆者の想定は、野球界では協約、サッカー界ではJFAやJリーグの内部規範から、選手契約の内容になりうる事項をすべて切り離し、選手の結集体と当該契約の条件設定組織とが、団体交渉を通じて、選手契約の形式を協同ですべて作成することである。